



宮税第 129 号

令和 5 年 2 月 8 日

宮津市国民健康保険運営協議会会長 様

宮津市長 城崎 雅文



令和 5 年度宮津市国民健康保険税の税率等について(諮問)

令和 5 年度宮津市国民健康保険税の税率等について、下記のとおりとしたいので、貴協議会の御意見をいただきたく諮問します。

記

< 諮 問 >

1 令和 5 年度宮津市国民健康保険税の税率について

国保事業費納付金等の所要額に対応するため、京都府から提示の標準保険税率に基づき、令和 5 年度の税率を別紙のとおり改定します。

2 課税限度額の改定及び軽減措置の拡充について

地方税法施行令の改正(予定)に合わせ、令和 5 年度の国民健康保険税の「課税限度額の改定」及び「低所得者に係る軽減措置の拡充」を行います。

3 出産育児一時金の改正について

出産に係る経済的負担を軽減するため、被保険者の産科医療補償制度の加算対象となる「出産育児一時金」について総額 42 万円から 50 万円に改定します。

参 考

平成 30 年度から開始された都道府県が財政運営責任などの中心的役割を担う国保制度の下では、京都府が府内全体の必要な医療費総額を見込み、市町村ごとの年齢構成、医療費水準、所得水準を考慮した「国保事業費納付金」とその納付に必要な「標準保険税率」を算定し、府内各市町村に提示されています。

本市においては、1 月 30 日の京都府国保運営協議会において、令和 5 年度「国保事業費納付金」及び「標準保険税率」が決定されたことから、これらを参考に予算編成を行うとともに、令和 5 年度の税率を決定することとします。

また、「課税限度額の改定と軽減措置の拡充」及び「出産育児一時金」については、各法令等の改正趣旨に基づき、国が定めた基準どおりに改正することとします。